

概

要

版

石狩市障がい者福祉計画

令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

■ 計画の概要

「石狩市障がい者福祉計画」は、「第4期障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を一体化して策定した計画です。

障がい者計画

障害者基本法に基づき、石狩市の障がい者施策の全体の方向性を示す計画

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスなどの具体的な事業の実施計画

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所支援などの具体的な事業の実施計画

■ 計画の期間

「障がい者計画」は6年間、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は3年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障がい者計画	第4期 令和3年度～令和8年度						第5期
障がい福祉計画	第6期 令和3年度～令和5年度			第7期 令和6年度～令和8年度			第8期
障がい児福祉計画	第2期 令和3年度～令和5年度			第3期 令和6年度～令和8年度			第4期

■ 計画の基本的な考え方

誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち

住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく、心豊かに安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。障がいのある人が尊厳と生きがいを持ち、必要な支援を受けながら、自立した生活を営み幸せを実感することができるまちの実現を目指します。

共生のまち

多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

安心で心豊かに暮らせるまち

障がいのある人に配慮した防災、情報保障の体制づくりを推進します。

子育てしやすいまち

障がいのある子どもや困り感のある子どもの一人ひとりのニーズに応じた支援を推進します。

自分らしく生き生きと生活できるまち

地域で生涯、安心して暮らしていけるサービス・相談支援体制を確立します。

石狩市第4期障がい者計画の中間見直しにおける主な変更点

計画策定から3年目を迎え、「石狩市障がい者福祉計画策定委員会での審議」、「団体ヒアリング調査」、「サービス事業所アンケート調査」、「石狩市地域自立支援協議会への意見聴取」により、中間見直しを実施。次のとおり、取り組みを強化する箇所等について変更を行いました。

I 共生のまち

施策の方向1 障がいへの理解の促進

【団体ヒアリング調査結果より】

- 「障がいのある人への理解を深める機会の増加」「生活環境への理解を深める機会の増加」「次世代のボランティア、会員につなぐための方策」が必要とされている現状が把握されたため、あらゆる手法を活用し、周知啓発の取り組みを強化することとします。

Ⅲ 子育てしやすいまち

施策の方向1 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実

【事業所アンケート調査結果より】

- 「障がいのある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組み」に必要なこととして、「福祉と教育・保育との連携」との回答が多かったことから、市町村中核こども発達支援センターの役割の文言に「地域の連携体制や発達支援体制の強化に努めること」を追記しました。

Ⅲ子育てしやすいまち

施策の方向2 障がいのある子どもや困り感のある子どものいる家族の支援の充実

施策の方向3 障がいのある子どもや困り感のある子どもに対する教育の充実

【地域自立支援協議会の意見より】

- 計画の中に「障がいのある子ども」の表現がありますが、その表現だけでは発達などに不安を持っている、制度やサービスが必要な方に計画の内容が届きにくい恐れがあるため、柔らかい広がりのある言葉として、計画全般に「困り感のある子ども」を加えることとします。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向6 人材育成・確保

【事業所アンケート調査結果より】

- 「人材不足によりサービスの受け入れができなかった」との回答が多かったことを受け、人材確保や定着に向けた取り組みについて、石狩市地域自立支援協議会と意見交換を行い、事業所の実情に即した効果的な手法について検討を行っていくこととします。

【地域自立支援協議会の意見より】

- 障がい福祉分野の人材の育成につながる取り組みとして、小・中・高等学校に加え、大学との連携も図っていきます。また、事業所への職場体験だけではなく、様々な手法を検討し実施していきます。